

本学園の会計は学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い、収支計算書および貸借対照表を作成しております。同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっております。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	20,596,546,979	21,156,152,529	△ 559,605,550
有形固定資産	17,890,581,330	18,440,309,298	△ 549,727,968
土地	1,105,853,478	1,105,853,478	0
建物	10,555,486,305	10,907,384,753	△ 351,898,448
その他の有形固定資産	6,229,241,547	6,427,071,067	△ 197,829,520
特定資産	1,814,303,927	1,833,563,340	△ 19,259,413
その他の固定資産	891,661,722	882,279,891	9,381,831
流動資産	2,622,549,309	2,701,116,255	△ 78,566,946
現金預金	2,392,958,694	2,508,199,384	△ 115,240,690
その他の流動資産	229,590,615	192,916,871	36,673,744
資産の部合計	23,219,096,288	23,857,268,784	△ 638,172,496

負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	3,284,523,336	3,413,843,492	△ 129,320,156
長期借入金	2,245,902,000	2,349,208,000	△ 103,306,000
その他の固定負債	1,038,621,336	1,064,635,492	△ 26,014,156
流動負債	1,094,675,333	1,062,505,122	32,170,211
短期借入金	103,306,000	75,396,000	27,910,000
その他の流動負債	991,369,333	987,109,122	4,260,211
負債の部合計	4,379,198,669	4,476,348,614	△ 97,149,945

純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	27,857,369,751	27,980,294,611	△ 122,924,860
第1号基本金	27,393,369,751	27,187,294,611	206,075,140
第3号基本金	100,000,000	100,000,000	0
第4号基本金	364,000,000	693,000,000	△ 329,000,000
繰越収支差額	△ 9,017,472,132	△ 8,599,374,441	△ 418,097,691
翌年度繰越収支差額	△ 9,017,472,132	△ 8,599,374,441	△ 418,097,691
純資産の部合計	18,839,897,619	19,380,920,170	△ 541,022,551
負債及び純資産の部合計	23,219,096,288	23,857,268,784	△ 638,172,496

注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能額を計上している。

退職給与引当金

大学等の教職員に係る退職給与引当金については、退職金の支給に備えるため、期末要支給額1,253,199,500円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入れ調整額を加減した金額、幼稚園の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額46,778,400円から京都府私学退職金財団からの交付金相当額を控除した金額の100%との合計額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的有価証券の評価基準は償却原価法である。
- ・有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法に基づく原価法である。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金その他経過項目に係る収入と支出は相殺して表示している。

教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等	なし	
3. 減価償却額の累計額の合計額		11,345,859,251 円
4. 徴収不能引当金の合計額		1,250,000 円
5. 担保に供されている資産の種類及び額	土地	146,966,697 円
	建物	2,460,770,358 円
6. 翌会計年度以降の会計年度において基本金へ組入れを行うこととなる金額		1,849,208,000 円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策		
		第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。